

令和 8 年度 橋本市内事業所の雇用実態調査及び政策検討業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、橋本市内事業所の雇用実態調査及び政策検討業務を実施するにあたり、当該委託業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するため、公募型プロポーザル実施に必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名称 令和 8 年度 橋本市内事業所の雇用実態調査及び政策検討業務
- (2) 業務内容 別紙「橋本市内事業所の雇用実態調査及び政策検討業務 仕様書」のとおり
- (3) 委託契約期間 契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日（金）
- (4) 提案上限額 委託費用 3,587,100 円（消費税、地方消費税込み）を上限額とする。
※委託上限額を超える額で提案した事業者は失格とする。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次のすべての要件に該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て中、または更生手続中でないこと。また、民事再生法（平成 11 年法律第 227 号）の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りでない。
- (3) 過去 5 年間（令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間）で、地方公共団体又は事業所において本業務と同種または類似業務の受託実績があること。同種または類似業務とは、「仕様書 2. 業務内容」に沿った実績とする。
- (4) 次に掲げる税のいずれについても未納の額がないこと。
 - ① 市税（本市が賦課徴収するものに限る。）
 - ② 消費税及び地方消費税
 - ③ 所得税又は法人税
- (5) 本プロポーザルの公募の日から企画提案書の提出期限において、本市から入札参加資格停止措置及び入札参加資格保留期間中の者でないこと。

3. 選考スケジュール

- 令和 8 年 4 月 17 日（金） 実施公告及び参加申込開始
- 令和 8 年 4 月 24 日（金） 質問書提出締切

令和8年4月28日(火)	質問書に対する回答の公表
令和8年5月8日(金)	参加申込及び一次審査提出書類締切
令和8年5月15日(金)	一次審査結果通知
令和8年5月22日(金)	二次審査提出書類締切
令和8年5月28日(木)	プレゼンテーション(二次審査)の実施
令和8年6月2日(月)	選定結果通知
令和8年6月上旬	契約締結

4. 質問及び回答

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問書(様式第1号)に記載の上、電子メールにより提出すること。

※送信後は、必ず経済推進部産業振興課に電話し、受信を確認すること。

※電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 質問期限 令和8年4月24日(金) 17:00 まで

(3) 提出先 橋本市 経済推進部 産業振興課 産業支援係

電話：0736-33-1247 電子メール：sangyo@city.hashimoto.lg.jp

(4) 回答方法 質問及び回答については市ホームページに掲載する。

(5) 回答日 令和8年4月28日(火)

5. 参加申込(一次審査) 手続

本プロポーザルに参加を希望する者は、提出期限までに次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

① 参加表明書(様式第2号)

② 会社概要書(様式第3号及び会社パンフレット等)

③ 業務実績書(様式第4号)

※受託実績を証明する書類(契約書・仕様書等)を添付すること。

④ 配置予定管理者一覧(様式第5号)

⑤ 橋本市建設工事及び委託業務請負業者選定規程(平成18年告示第155号)規定による令和8・9年度競争入札参加有資格者名簿に登録されていない団体にあつては、以下アからコの書類を提出すること。

ア 財務諸表等(直前2年分)

イ 【法人の場合】履歴事項全部証明書の写し

【個人の場合】身分証明書の写し

ウ 【法人の場合】納税証明書の写し(その3の3)

【個人の場合】納税証明書の写し(その3の2)

- エ 市税完納証明書の写し（市内事業者の場合）
- オ 誓約書（様式第6号）
- カ 使用印鑑届（様式第7号）
- キ 印鑑証明書の写し
- ク 役員等調書及び照会承諾書（様式第8号）

- (2) 提出期限 令和8年5月8日（金）17:00 まで
- (3) 提出部数 各1部
- (4) 提出方法 持参、郵送または電子メール

※郵送による場合は、提出期限までに提出先に必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法による。また、電子メールの場合は、送信後必ず経済推進部 産業振興課に電話し受信を確認すること。

- (5) 提出先

橋本市 経済推進部 産業振興課 産業支援係
 〒648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号
 電話：0736-33-1247 電子メール：sangyo@city.hashimoto.lg.jp
 ※メール受信容量は1回10MBまでのため、ご注意ください。

6. 一次審査（書面審査）

- (1) 審査方法

- ① 一次審査の提出書類により審査し、5者以内のものを二次審査対象者として選考する。
- ② 評価採点基準及び配点表

評価採点基準項目	配点
業務実績	20
合計	20

- ③ 上位から5番目に同評価の者が複数存在する場合は、「業務実績」の点数が高い者を上位とするが、同評価の場合は5者を超えて選考する場合がある。

- (2) 一次審査結果の通知

一次審査に合格した者には「一次審査結果及び二次審査対象に関する通知」をメールにて通知する。また、一次審査で各要件を満たしていなかった者、また二次審査対象に選出されなかった者については、その旨をメールにて通知する。

- (3) 通知時期 令和8年5月15日（金）

7. 企画提案書の提出

一次審査に合格した者は、仕様書を踏まえ、次の書類を提出すること。なお、簡潔明瞭に図表等を織り交ぜるなど専門知識がない者にも分かりやすい表現で作成すること。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書表紙（様式第9号）
- ② 企画提案書（任意様式）
- ③ 業務工程表（任意様式）
- ④ 見積書（任意様式）※積算内訳書も添付すること。

(2) 作成上の留意点

- ① 企画提案書
 - ・企画提案書の構成は、「9.（2）評価審査基準」を盛り込みつつ、「仕様書 2. 業務内容」の項目に沿って作成すること。
 - ・用紙サイズはA4判縦置き横書きで作成し、30ページ以内とする。文字は10.5ポイント以上とすること。イメージ図、表などを入れてもよい。
- ② 見積書
 - ・仕様書の業務内容における内訳がわかるように記載すること。
 - ・見積額は独自提案も含めて、本業務の提案上限額を超えない範囲とすること。

(3) 評価ポイント

- ① 実施方針・全体理解
- ② アンケート調査
- ③ 事業者ヒアリング
- ④ 関係機関ヒアリング
- ⑤ 検討会の運営
- ⑥ 分析および政策提案
- ⑦ 実施体制・スケジュール
- ⑧ 独自提案

※詳細は、「9.（2）評価審査基準及び配点表」参照

(4) 提出部数

紙媒体：正本各1部、副本各6部 電子媒体：1部（PDF形式）

(5) 提出期限 令和8年5月22日（金）17:00まで

(6) 提出方法

紙媒体：持参または郵送 電子媒体：電子メール

※郵送による場合は、提出期限までに提出先に必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法による。また、電子メールの場合は、送信後必ず経済推進部 産業振興課に電話し受信を確認すること。

(7) 提出先

橋本市 経済推進部 産業振興課 産業支援係
〒648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号

電話：0736-33-1247 電子メール：sangyo@city.hashimoto.lg.jp

※メール受信容量は1回10MBまでのため、ご注意ください。

8. 二次審査（プレゼンテーション）の実施

提出された企画提案書等について、以下の方法によりプレゼンテーションを実施し、審査委員会が審査を行う。

(1) 日時：令和8年5月28日（木） 場所：橋本市役所 会議室

詳細は「一次審査結果及び二次審査対象に関する通知」により別途通知する。

(2) 持ち時間 各者40分以内（説明30分、質疑10分以内）

(3) 内容

提出した提案書等の内容について、説明を行うこと。

なお、補足説明が必要な場合は、提案書等の内容を逸脱しない範囲で実施すること。

(4) 参加者

プレゼンテーションの参加人数は、管理責任者を含め5名以内とする。

※審査当日は、原則として、提案書の説明は配置予定の管理責任者又は主担当者が行うこと。

9. 選定

(1) 選定方法

一次審査の評価点と二次審査の評価点（各委員の評価の平均）の合計点数で最高得点者を契約候補者とし、最高点に続く合計点数を得たものを次点候補者として選定する。ただし、最高得点の参加者が複数ある場合は、審査委員会に諮り決定する。

また、企画提案者が1者になった場合でも評価を行い、別に定める最低水準点以上であれば選定する。契約候補者が契約締結までに参加資格を満たさなくなったとき、または契約交渉が不調となったときは、次点候補者と契約交渉を行う。

(2) 評価審査基準及び配点表

評価採点基準項目	主な審査基準	配点
実施方針・全体理解	<ul style="list-style-type: none">・ 業務目的および背景の理解度・ 橋本市の現状（既存施策等）を踏まえた提案となっているか・ 業務全体の進め方が明確か	15
アンケート調査	<ul style="list-style-type: none">・ 調査対象の抽出方法および設計の妥当性・ 設問構成の適切性（課題把握・分析につながる内容か）・ 回収率向上の工夫	35

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 回答の質を高める工夫 ・ 実現可能な調査手法か 	
事業者ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業者の選定方法の妥当性 ・ 課題を深掘りできる設計となっているか ・ 実施方法の具体性・実効性 	25
関係機関ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援機関の特性を踏まえた設計となっているか ・ 多角的な視点で課題把握が可能か 	15
検討会の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ メンバー構成の妥当性 ・ 議論を深めるための工夫 ・ 調査結果を活用した進行設計 	15
分析および政策提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題の構造分析の的確性 ・ 実効性のある施策提案となっているか ・ 人材確保・人材活用の両面から整理されているか ・ 多様な人材活用(外国人材・障害者等)の視点があるか ・ 将来的な展開を見据えているか 	40
実施体制・スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施体制の妥当性 ・ 業務遂行能力 ・ スケジュールの現実性 	15
独自提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独自性・新規性 ・ 実現可能性 ・ 本業務への有効性 	10
提案価格	提案価格（最低提案価格／提案価格）×10	10
合計		180

10. 選定結果

(1) 通知方法 二次審査参加者に対して文書により通知する。

(2) 通知時期 令和8年5月29日（金）

(3) 選定結果の公表

契約候補者の名称及び合計点数を市ホームページにおいて公表する。

11. 契約締結

(1) 契約締結日 令和8年6月上旬頃（予定）

(2) 選定後、契約候補者と企画提案書の内容に基づく特記仕様書の協議及び確認を実施し、契約交渉を行う。ただし、下記のいずれかに該当し契約候補者との契約交渉が不調に終わった場合は

次点候補者と契約交渉を行う。

- ① 契約の内容について双方の間で合意が成立しないとき
- ② 契約候補者選定後に契約候補者の参加資格等の不備が発覚、または参加資格を満たさなくなったとき

12. その他

(1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等、必要な経費は全て提出者の負担とする。また、やむを得ない理由によりプロポーザルを中止する場合、プロポーザルに要した費用については市に請求できないものとする。

(2) 参加辞退の場合

参加申込書又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、参加を辞退する旨を記載した書面（任意様式）を、速やかに経済推進部 産業振興課宛てに提出するものとする。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 実施要領等で示した提出期限、提出先、提出方法、書類作成方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ 見積書の金額が、委託上限金額を超過した場合

(4) 著作権等の権利

提出された企画提案書に係る著作権は、元来第三者に既存するものを除き、それぞれの提案者に帰属する。

13. 問い合わせ

橋本市 経済推進部 産業振興課 産業支援係

〒648-8585 橋本市東家一丁目1番1号

電話：0736-33-1247（直通） 電子メール：sangyo@city.hashimoto.lg.jp

担当者：海堀、池上